

2025年5月21日
東北電力株式会社

女川原子力発電所および東通原子力発電所の 原子炉施設保安規定変更認可申請の補正について

当社は、本日、女川原子力発電所および東通原子力発電所における「原子炉施設保安規定^{※1}変更認可申請」に関する補正書を原子力規制委員会へ提出いたしました。

「原子炉施設保安規定変更認可申請」については、脱炭素社会の実現に向けた電気供給体制の確立を図るための電気事業法等の一部を改正する法律（以下、「GX 脱炭素電源法」）による「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律」（以下、「原子炉等規制法」）の改正^{※2}を踏まえ、2025年3月19日に原子力規制委員会へ申請しておりました。

（2025年3月19日お知らせ済み）

今回の補正は、これまでの原子力規制委員会による審査を踏まえ、原子炉施設保安規定の記載と関係法令等との整合性をより明確にするために実施するものです。

当社といたしましては、今後も原子力規制委員会の審査に適切に対応していくとともに、原子力発電所のさらなる安全レベルの向上に向けた取り組みを着実に進めてまいります。

以上

※1 原子炉施設保安規定

原子炉等規制法に基づき、原子力発電所の運転管理等、保安のために必要な措置を規定しているもので、原子炉設置者が発電所ごとに定めている。

※2 原子炉等規制法の改正

2023年5月31日に改正され、2025年6月6日に施行される予定。運転開始から30年を超えて運転しようとする原子力発電所は、10年以内ごとに、その後の10年間について、設備の経年劣化に関する技術評価結果や経年劣化を管理するための計画を記載した「長期施設管理計画」を策定・申請し、原子力規制委員会の認可を受ける必要がある。

同法の施行日前においても、GX 脱炭素電源法における経過措置に基づき長期施設管理計画認可申請を行うことができ、当社は2024年6月27日に女川原子力発電所2号機について申請済み。

（2024年6月27日お知らせ済み）